

コンプライアンス態勢運営要領

第1 目的

コンプライアンスに基づく業務運営の確実な実施を図るため、コンプライアンス態勢を支える組織・機構、担当者等の役割や連絡・報告のルール等について体系化・明確化する。

第2 コンプライアンス態勢

1. コンプライアンス委員会の設置・運営

(1) 設置の目的

盛岡広域森林組合のコンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、理事会の下に「コンプライアンス委員会」(以下「委員会」と言う。)を設置する。

(2) 構成

この委員会は次の者をもって構成する。

- ① 委員長 組合長
- ② 委員 副組合長、参事、会計主任、総務課長

(3) 委員以外の者の出席

委員長は、必要と認めた場合は、顧問弁護士等上記委員以外の者に委員を委嘱し、または委員会に出席させることができる。

(4) 審議事項

この委員会の審議事項は次のとおりとし、検討内容については必要に応じ、理事会に付議または報告する。

- ① コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進に関すること。
- ② コンプライアンスマニュアルおよび関係規程・要領等の制定・見直し等
- ③ コンプライアンス実践のための取組事項等にかかる実施計画の承認および進捗状況等の評価
- ④ コンプライアンスに関する重要な要整備事項の検討
- ⑤ コンプライアンスに関する重要な情報等に関すること。

(5) 開催

原則として、年に一度開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、その都度随時開催する。

(6) 委員会の事務局は、次に定めるコンプライアンス統括部署が担当する。

2. コンプライアンス統括部署(以下「統括部署」という)の設置とその役割

(1) 総務課を本組合のコンプライアンス全般にかかる統括部署とする。

(2) 位置づけ

統括部署は、委員会の事務局として、委員会からのコンプライアンス態勢整備にかかる指示を

履行するとともに、必要事項の報告・連絡を行う。

(3) 役割

- ① コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進・進捗管理
- ② コンプライアンスプログラムの策定および進捗状況管理
- ③ コンプライアンス全般についての本組合内への教育・啓発
- ④ コンプライアンスマニュアルおよび関係規程・要領等の立案・策定
- ⑤ コンプライアンスにかかる連絡・相談・照会対応
- ⑥ コンプライアンス上の問題等の発生懸念がある場合の関係部署に対する適切な調査、事後処理、防止策等の指示
- ⑦ 委員会事務局
- ⑧ 監事および監査士等との適時・適切な情報交換・連絡
- ⑨ コンプライアンス関係諸規程・要領および関連情報の管理
- ⑩ 経営上の重要事項にかかるコンプライアンスチェック
- ⑪ 内部通報・相談制度窓口

3. コンプライアンス責任者等の設置とその役割

(1) 各課、各事業所にコンプライアンス責任者を置く。

(2) コンプライアンス責任者

- ① 各課長、各事業所長がこの任にあたる。
- ② 役割

所管課・事業所内における以下に掲げる事項を行う。

- ・コンプライアンス関連事項の総括
- ・コンプライアンスプログラムに基づく部署内の実践と進捗管理
- ・コンプライアンス関係諸規程・要領および関連情報の管理
- ・コンプライアンスに関する職員からの相談・質問対応、所管部内での教育・啓発
- ・統括部署等への連絡・報告・相談対応等
- ・事故・不祥事発生時の実務対応
- ・別に定める事項

第3 コンプライアンス態勢の運営

1. コンプライアンスプログラムの策定

(1) 統括部署は、コンプライアンスプログラムを年度毎に策定し、進捗管理を行う。

- ① コンプライアンスプログラムは、委員会に付議する。
- ② 統括部署は、コンプライアンスプログラムの進捗状況について、必要に応じ委員会に報告する。

(2) コンプライアンスプログラムの主要記載事項は以下のとおりとする。

- ① コンプライアンス態勢の整備・見直しに関する事項
- ② コンプライアンスマニュアルおよび関係規程・要領等の制定・整備計画
- ③ コンプライアンス関連研修の実施計画(講演等を含む)
- ④ その他コンプライアンスにかかる要整備事項の整備計画

2. コンプライアンス関連事項にかかる定期的な見直し態勢

本組合のコンプライアンス態勢は、以下の事情を踏まえて統括部署が定期的に見直しを行い、関係部署に適宜見直し等の指示を行う。

- ① 法令等の変更
- ② 監事監査・内部監査結果等
- ③ 主務省、大臣官房検査等による検査結果・監督命令・指導等
- ④ 事故・不祥事等、組合員等からの問題提起、関係先からの苦情等
- ⑤ その他役職員、コンプライアンス責任者等による適時の情報提供等から、本組合のコンプライアンス態勢に見直しが必要と判断された場合等

3. コンプライアンス関連事項にかかる連絡・相談体制

(1) 通常の相談窓口は、コンプライアンス責任者とする。

(2) 上記(1)の相談等が困難な場合の相談窓口として、内部通報・相談制度を設け、統括部署に窓口を設置する。

4. 報告・相談に基づく適切な対応

前記3(1)の相談等に対して、以下の事項を踏まえ適切に対応する。その際、相談を受けたコンプライアンス責任者は、公益通報者保護法の趣旨に則り、相談者が不利益な状況に置かれないよう注意する。

附 則

1. この要領は、平成28年10月28日から実施する。
2. この要領の改廃は、理事会が決定する。